

議案第 6 0 号

山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「増築若しくは改築」を「増築、改築若しくは移転」に改め、同条第 1 号中「増築又は改築」を「増築、改築又は移転」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕若しくは模様替え又は次に定める範囲内において<u>増築、改築若しくは移転</u>をする場合においては、前条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>増築、改築又は移転</u>が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、<u>増築、改築又は移転</u>後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕若しくは模様替え又は次に定める範囲内において<u>増築若しくは改築</u>をする場合においては、前条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>増築又は改築</u>が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、<u>増築又は改築</u>後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>